

○北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

平成26年10月7日

条例第50号

改正 平成31年3月26日条例第8号

令和元年12月20日条例第42号

令和5年3月30日条例第10号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 学級の編制及び職員に関する基準（第6条・第7条）

第3章 設備に関する基準（第8条—第10条）

第4章 運営に関する基準（第11条—第16条）

第5章 雑則（第17条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（設備運営基準の目的）

第3条 設備運営基準は、幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備及び運営の向上）

第4条 市長は、北九州市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

（暴力団員等の排除）

第5条 幼保連携型認定こども園は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

（1） 当該幼保連携型認定こども園の設置者（その者が法人である場合にあつては、その役員等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）又は当該幼保連携型認定こども園の園長が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

（2） 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。

（3） 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められること。

（4） 当該幼保連携型認定こども園の設置者（その者が法人である場合にあつては、その役員等を含む。次号において同じ。）又は当該幼保連携型認定こども園の園長が、福岡県暴力団排除条例

(平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。)第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告(県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。)に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。

- (5) 当該幼保連携型認定こども園の設置者又は当該幼保連携型認定こども園の園長が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(令元条例42・一部改正)

第2章 学級の編制及び職員に関する基準

(学級の編制の基準)

第6条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

- 2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
- 3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の数等)

第7条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を1人以上置かなければならない。

- 2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。

園児の区分	員数
(1) 満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
(3) 満2歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
(4) 満1歳以上満2歳未満の園児	おおむね5人につき1人
(5) 満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

- 1 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。))を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録(以下この項において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 3 この表の第1号及び第2号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第15条第1項において読み替えて準用する北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第64号)第47条(後段を除く。第9条第3項において同じ。)の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

第3章 設備に関する基準

(園舎及び園庭)

第8条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第15条第1項において読み替えて準用する北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第15条第1項において読み替えて準用する同条例第46条第7号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積(平方メートル)
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

イ 3.3 平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積

(2) 3.3 平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積

(令元条例42・一部改正)

(園舎に備えるべき設備)

第9条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室を兼ね、又は職員室と保健室を兼ねることができる。

- (1) 職員室
- (2) 乳児室又はほふく室
- (3) 保育室
- (4) 遊戯室
- (5) 保健室
- (6) 調理室
- (7) 便所
- (8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第15条第1項において読み替えて準用する北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第47条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

- (1) 乳児室及びほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積
- (2) 保育室又は遊戯室 1. 98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

- (1) 放送聴取設備
 - (2) 映写設備
 - (3) 水遊び場
 - (4) 園児清浄用設備
 - (5) 図書室
 - (6) 会議室
- (園具及び教具)

第10条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第4章 運営に関する基準

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第11条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
- (2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

（子育て支援事業の内容）

第12条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、教育及び保育に対する需要に照らし実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

（揭示）

第13条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を揭示しなければならない。

（学校教育法施行規則の準用）

第14条 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

（北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）

第15条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第12条、第13条の2、第15条（第4項ただし書を除く。）、第20条、第21条第1項、第3項及び第4項、第46条第7号、第47条（後段を除く。）並びに第51条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条の見出し及び同条第2項	最低基準	設備運営基準
第5条第1項	最低基準	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める設備運営基準（以下この条において

		「設備運営基準」という。)
第6条第1項	入所者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第6条第2項及び第15条第5項	児童の	園児の
第6条第4項及び第9条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第11条並びに第15条第2項、第3項及び第4項	入所者	園児
第11条	又は入所	又は入園
第12条	入所中の児童等	園児
	当該児童等	当該園児
第13条の2第1項	入所者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	及び	並びに
第15条第1項	入所者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第10条	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第15条第2項において読み替えて準用する第10条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第20条	利用者	園児
第21条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所者	園児
第21条第3項	援助に関し、入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第46条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第46条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下このアにおいて同じ。）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物

	又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	
第46条第7号イ	施設又は設備	設備
第46条第7号ウ	施設及び設備	設備
第46条第7号カ	乳幼児	園児
第47条	第15条第1項	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第15条第1項において読み替えて準用する第15条第1項
	幼児	園児
第51条	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

2 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項本文中「入所者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備を兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

（平31条例8・令元条例42・一部改正）

（幼稚園設置基準の準用）

第16条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第6号で平成27年4月1日から施行)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して5年間は、第7条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第8条から第10条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

4 施行日から起算して10年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第7条第3項の規定の適用については、同項の表の備考第1項中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(令元条例42・一部改正)

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。付則第7項において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項及び第7項並びに第9条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第7号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える
第8条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

	<table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (平方メートル)</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table> <p>イ 3. 3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積 (平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	<table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (平方メートル)</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </table>	学級数	面積 (平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$
学級数	面積 (平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
学級数	面積 (平方メートル)													
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$													
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$													
第9条第6項	<p>(1) 乳児室及びほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積</p> <p>(2) 保育室又は遊戯室 1. 98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<p>(1) 乳児室 1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3. 3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積</p>												

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。次項において同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第8条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第8条第3項	第15条第1項において読み替えて準用する北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例						
第8条第6項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (平方メートル)</th> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </table> <p>(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p>	学級数	面積 (平方メートル)	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	<p>(1) 満3歳以上の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p> <p>(2) 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定（北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例付則第12項の規定の適用を受けている保育所の場合にあっては、同条第6項第1号中「3. 3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積」とあるのは、「乳児室については1. 65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積、ほふく室については3. 3平方メートルに満2歳未満</p>
学級数	面積 (平方メートル)							
1学級	180							
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$							

		の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積」とする。)により算定した面積						
第8条第7項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(平方メートル)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$	(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積
学級数	面積(平方メートル)							
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$							
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定子ども園を設置する場合における当該幼保連携型認定子ども園であって、当該幼保連携型認定子ども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(付則第5項又は前項の規定により読み替えて適用される第8条第7項第1号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定子ども園は、満3歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動できる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用できる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用できる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

8 施行日の前日において現に一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定子ども園(改正前の法第3条第1項の規定により認定されたものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該認定子ども園を廃止し、当該認定子ども園と同一の所在場所において、当該認定子ども園の設備を用いて幼保連携型認定子ども園を設置する場合における当該幼保連携型認定子ども園に係る第9条第6項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「3.3平方メートルに満2歳未満の園児数を乗じて得た面積」とあるのは、「乳児室については1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積、ほふく室については3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積」とする。

(幼保連携型認定子ども園の職員の数等に係る特例)

9 第7条第3項の表の備考第1項に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児3人以下を入園させる幼保連携型認定子ども園については、

子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

10 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

付 則（平成31年3月26日条例第8号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条、第22条第4号、第23条第2項及び第29条第2項の改正規定、同条第4項の改正規定（「いう。」の次に「第55条第2項第6号エ及び第61条第7号を除き、」を加える部分に限る。）、第40条第1号の改正規定（「地方厚生局長（厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第18条に規定する地方厚生局長の長をいう。）又は地方厚生支局長（同法第19条に規定する地方厚生支局長の長をいう。）（以下「地方厚生局長等」という。）が」を「都道府県知事の」に改める部分に限る。）、第55条第2項第1号の改正規定、同項第5号の改正規定（「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える部分に限る。）、第59条第2項及び第61条第1号の改正規定、同条第9号の改正規定（「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える部分に限る。）並びに第69条第2項の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

付 則（令和元年12月20日条例第42号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条第4号、第8条第3項及び第15条第1項の表の第46条第7号アの項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年3月30日条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。